

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：32649

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870603

研究課題名(和文) 身体観の日仏比較研究 -経口避妊薬受容言説の分析を通して-

研究課題名(英文) Comparative study of the idea of body in France and Japan

研究代表者

相澤 伸依 (AIZAWA, Nobuyo)

東京経済大学・経営学部・准教授

研究者番号：80580860

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1970年代の日本とフランスにおける経口避妊薬(ピル)の受容について分析を行い、両国における身体観の差異を明らかにすることを試みた。当時の女性たちの言説を分析した結果明らかになったのは、大きく次の二点である。日本においては、身体を自然なままにしておくことや身体と自己の切り離せなさを重視する傾向があり、結果としてピルのような薬による介入の受容に消極的であった。一方、フランスでは、身体は自己のものであり自由に処理できる対象であるとの考え方が強力であり、ピルも身体コントロールの手段として積極的に受け入れられた。本研究を通じて、以上のような日仏における身体観の差異を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：There are big difference in the policy of the contraception between France and Japan. This research aimed to analyze what the cause of this difference from the philosophical point of view. We analyzed the discourse of French and Japanese feminists in the 1970s and observed that in France, they accepted the oral contraception as a tool to control the body while in Japan, they were not favorable toward the oral contraception because they appreciated the importance to leave their body "natural" and found the oral contraception as something artificial. So, in France the body is something to be controlled but in Japan it is not. Our conclusion is that these ideas about the body have much influenced the reproductive policy.

研究分野：哲学、思想史

キーワード：避妊 生殖 セクシュアリティ 生命倫理

1. 研究開始当初の背景

セクシュアリティに関わる極めて私的な事柄でありながら公共の政策や規範と切り離すことができない避妊の実践は、ミシェル・フーコーが「生権力」と呼ぶ、人間の身体に介入する権力の働きが露になる領域である。フーコー思想と生命倫理学の研究を専門とする本研究代表者は、言説分析というフーコーの方法論を援用しつつ、20世紀後半の経口避妊薬（以下ピルと略記）受容をめぐる言説を分析することによって、日仏の女性の身体観を浮き彫りにする比較思想研究を構想した。

(1) 本研究では、様々な避妊の実践のなかでピルに着目した。というのも、ピルは、コンドームなどのバリア法とは異なり、医学的に身体機能をコントロールする人工ホルモン剤である。避妊の当事者である女性は、科学技術の産物であるピルをどう捉えたのか、自分の身体をどのようなものと把握し、ピルを通して / 通さないで自己と身体との間にどのような関係を取り結ぼうとしたのか。ピル受容を考察することは、当事者である女性の身体観を考察することと表裏一体だと考えたからである。

(2) さらに、本研究代表者は日本とフランスを比較することを着想した。両国はピル受容に関して非常に異なる歴史をたどっている。日本は1948年という世界でもっとも早い時期に人工妊娠中絶を合法化した国であると同時に、代表的な「現代的避妊法」である経口避妊薬の承認が1999年と世界でもっとも遅れた国であり、さらに今ももっとも普及していない国である。一方フランスは、1920年に避妊の情報提供が法的に禁止され、その政策が戦後まで持ち越されたものの、1967年に避妊具の製造、販売が公的に認められると同時にピルの販売も合法化され、1970年代にかけて爆発的に普及し、現在に至る（人工妊娠中絶の合法化は1975年）。このようなピル受容の違いの背景には、(1)で述べた理由ゆえに、身体観の違いがあると予想できる。それゆえ、日仏両国を比較することによって、ピル受容の背景にある身体観の特徴が一層浮き彫りになると期待できると考えた。

なお、日本のピル受容の歴史・現状に着目し、その背景を探る研究は、とりわけ歴史社会学の分野で活発に進められてきた（荻野美穂『家族計画への道』2008、ノーグレン『中絶と避妊の政治学』2008、松本彩子『ピルはなぜ歓迎されないのか』2005）。これらの先行研究は、(a) なぜ日本でピル受容が遅れたのかという問いに対して、社会状況や政治状況を参照した回答を提出してきた。主たるアクターとして分析されるのは医師や政治家といった男性であり（ノーグレン2008）、それ

ゆえ女性や女性の身体観という重要な視点が十分考察されていないという問題があった。さらに (b) 欧米諸国のピル受容（史）を分析する研究やそれと日本のピル受容を比較する研究は国内でいまだ少ない。本研究は、日仏のピル受容（史）を比較したうえで身体観を析出する点で、先行研究に欠けた論点を補うものとして構想された。

2. 研究の目的

本研究は、次の三つの問題を明らかにすることを目的として行われた。(a) 戦後フランスの避妊（ピル）解禁言説を分析し、その背景にある女性の身体観を明らかにする。(b) 日本のピル解禁言説を分析し、その背景にある女性の身体観を明らかにする。(c) 両者を比較し、日仏の身体観の特徴を浮き彫りにする。

3. 研究の方法

次の三つの方法を用いて研究を行った。

(1) 既存研究の精査。近年フランスにおいては、産児制限解放運動史研究が進みつつあり（B. Pavard, *Si je veux, quand je veux*, 2012）、同時に中絶や避妊に関する哲学的考察も提出されている（L. Boltanski, *La condition fœtale*, 2004）。日本の歴史社会学、人口学の成果に加えてこれらフランスの先行研究を精査し、その作業を通して、(2)で取り上げるべき一次史料を選定した。

(2) 一次史料の分析。1970～1975年にかけての日仏の避妊 / ピルに関する一次史料の調査を行い、言説の収集、分析につとめた。フランスの避妊解放言説は、主に *Mouvement français pour le planning familial* と *Mouvement de Libération des Femmes* のそれを収集分析した。一方、日本については、1970年代の女性運動「ウーマンリブ」の史料を分析した。

(3) インタビュー調査。現代のフランス人女性の避妊に対する意識を探るため、インタビュー調査を行なった。

4. 研究成果

本研究は、日本とフランスにおける避妊についての言説を分析し、そこに示される身体感をあぶり出すことを目指してきた。これまでの避妊の言説分析から明らかになったのは、避妊が、身体観の反映であるのみならず、自己と他者の関係及び自己のありようをコントロールする場として機能するという点である。ただし、その機能の仕方は、日仏で大きく異なる。

1970年代の日本の女性運動（ウーマンリブ）においては、次の二つの観点からピルの是非が論じられた。一つは、自然な身体でいることへの重視及び、ありのままにいたいという理想の自己像の実現という観点からである。

もう一つは、男女の不平等な力関係の力関係の矯正の手段として避妊を捉えるという観点である。このような観点は、フランスの避妊をめぐる議論には出てこないものである。

一方、フランスにおいて避妊合法化が求められた 1950 年代後半から 60 年代にかけて、避妊はカップルや家族の幸福を実現する手段、あるいは非合法の中絶の悲劇を抑制するための合理的な手段と位置付けられた。ここで、避妊と女性の身体の関わりが論じられることはあまりない。避妊と身体の関わりが論じられ始めるのは、むしろ避妊が合法化されたあとの 1970 年代、中絶合法化運動の中においてである。そこで避妊は、女性が自身の身体を自由にする権利行使の一部と位置付けられている。このような身体への権利から避妊を考察する視点は、日本の女性運動にはほとんど見られなかったものである。

上記の研究を通じて、日本とフランスの避妊をめぐる議論において自己と身体の捉え方は、日仏で大きく異なるものであることが文献的に確認できた。日本においては、身体を自然なままにしておくことや身体と自己の切り離せなさを重視する傾向があり、結果としてピルのような薬による介入の受容に消極的であった。一方、フランスでは、身体は自己のものであり自由に処理できる対象であるとの考え方が強力であり、ピルも身体コントロールの手段として積極的に受け入れられた。このように、身体観の差異が、両国のリプロダクティブ政策の歴史及び現場の背景にあるというのが、本研究を通して得られた知見である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

相澤伸依、資料紹介「フランス社会における避妊(II) 1965 年から 1967 年」、『東京経済大学 人文自然科学論集』(138)、125-136 頁、2016 年 2 月

〔学会発表〕(計 4 件)

AIZAWA Nobuyo "La vision du corps et du couple au sein du Uman Ribu", Journée d'études : Les ambiguïtés des féministes japonaises, 2016 年 4 月 8 日, Université Michel de Montaigne (招待講演)

相澤伸依 (筒井晴香、宮野真生子と共催したワークショップ)「性・身体・自己 - 『自然』との関わりから-」, 応用哲学会第八回年次大会、2016 年 5 月 7 日、慶應義塾大学

AIZAWA Nobuyo "La naturalité dans le courant de pensée féministe japonaise",

Seminar of the center for french-japanese advance studies in Paris, 2016 年 6 月 21 日, Ecole des hautes études des sciences sociales (招待講演)

AIZAWA Nobuyo "Comment réagit le mouvement féministe « Uman ribu » à la pilule contraceptive ?", le 12e colloque de la Société française des études japonaises 2016 年 12 月 16 日, Université Jean Moulin Lyon 3

〔図書〕(計 1 件)

共著『性』(シリーズ「愛・性・家族の哲学」)、相澤伸依 (担当範囲:第五章「ピルと私たち女性の身体と避妊の倫理」, 148-184 頁) ナカニシヤ出版、2016 年 4 月

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年月日 :
国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年月日 :
国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

相澤伸依 (AIZAWA Nobuyo)
東京経済大学・経営学部・准教授
研究者番号 : 80580860

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号 :

(4)研究協力者
なし ()